

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 整備課	
件 名	桜並木剪定等業務委託(その7)	
契 約 内 容	剪定処理一式	
契 約 期 間	令和2年7月22日から令和2年7月31日	
契 約 締 結 日	令和2年7月21日	
契 約 相 手 方	有限会社芳葉園土木	
契 約 金 額	337,700円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	市民から、五条川沿いのカーブミラーが桜樹木により阻害され、視界が悪くなり、事故が起きることが懸念されるので、対処をお願いしたいと申し出があった。 現場確認したところ、カーブミラーに桜樹木が視界に入り、通行人及び通行車の確認に支障をきたしていた。危険であるため、緊急的に対応する必要性が生じたため。 施行するにあたり、ユニック車及び作業員が必要なことから、至急手配ができ犬山市からの造園工を受注したことのある業者を選定した。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 整備課		
件 名	桜並木剪定等業務委託(その8)		
契 約 内 容	剪定処理一式		
契 約 期 間	令和２年７月２８日から令和２年８月５日		
契 約 締 結 日	令和２年７月２７日		
契 約 相 手 方	有限会社芳葉園土木		
契 約 金 額	206,800円		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第１６７条の２第１項		
	○	第１号	少額随契（１人による見積りとなった場合（契約規則第２４条の３第１項第１号及び第２号の規定による場合を除く））
		第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第３号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第５号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第６号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第８号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第９号	落札者が契約を締結しないとき。
随 意 契 約 の 理 由 及 業 者 選 定 の 理 由	大雨が降ったため、現場確認したところ、枝が折損している樹木があり、道路沿いで危険であるため、緊急的に対応する必要があるため。 施行するにあたり、ユニック車及び作業員が必要なことから、至急手配ができ犬山市からの造園工を受注したことのある業者を選定した。		
そ の 他 特 記 事 項			

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 整備課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課		
件 名	河川排水路維持管理委託		
契 約 内 容	用排水路除草 一式		
契 約 期 間	令和2年7月2日 ～ 令和2年9月11日		
契 約 締 結 日	令和2年7月1日		
契 約 相 手 方	大竹建設(株)		
契 約 金 額	265,100円		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項		
	○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随 意 契 約 の 理 由 及 業 者 選 定 の 理 由	本業務は、羽黒起地内用排水路について、市民からの通報により隣接する民家に草等が越境し居住環境を阻害しており、かつ、用水路の通水確保から早期な対応を行う必要があります。 なお、当該箇所は、名鉄小牧線に近接する用排水路であり、鉄道事業者発注の除草業務を受注している大竹建設(株)に発注することで、除草業務における近接施工協議の不要、同時施工（8月予定）による作業効率の向上が図られるため、随意契約を締結するものです。		
そ の 他 特 記 事 項			

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課		
件 名	都市公園等樹木剪定業務委託		
契 約 内 容	相生ちびっこ広場の樹木剪定一式		
契 約 期 間	令和2年7月17日から令和2年8月21日まで		
契 約 締 結 日	令和2年7月16日		
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木		
契 約 金 額	165,000円		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項		
	○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	本業務は、町内からの通報により公園内の樹木が民地へ越境しており、維持管理上早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な(有)芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。		
その 他 特 記 事 項			

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課		
件 名	河川排水路維持管理委託		
契 約 内 容	調整池除草工 一式		
契 約 期 間	令和2年7月28日 ～ 令和2年8月7日		
契 約 締 結 日	令和2年7月27日		
契 約 相 手 方	小島施設㈱		
契 約 金 額	299,200円		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項		
	○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随 意 契 約 の 理 由 及 業 者 選 定 の 理 由	本業務は、四季の丘地内調整池外1について、市民からの通報により隣接する民家に草等が越境し居住環境を阻害しており、良好な居住環境を維持するため早急に対応する必要があります。 なお、先に小島施設㈱と契約している都市公園等除草業務委託（四季の丘緑地外2）と同一区域内であり合わせて施工することで、工期の短縮、合理的かつ適切な施工を確保できるため、随意契約するものです。		
そ の 他 特 記 事 項			

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課		
件 名	河川排水路維持管理委託		
契 約 内 容	雑木撤去 一式		
契 約 期 間	令和2年7月28日 ～ 令和2年8月7日		
契 約 締 結 日	令和2年7月27日		
契 約 相 手 方	㈱久保田建設		
契 約 金 額	148,500円		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項		
	○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、普通河川樋戸川について、市民からの通報により隣接する民家に雑木等が越境し居住環境を阻害しており早期な対応を行う必要があります。このことから、直ちに現場作業に着手可能な㈱久保田建設に依頼することで、早期対応かつ適切な施工ができることから随意契約するものです。		
その他特記事項			

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課		
件 名	河川排水路維持管理委託		
契 約 内 容	雑木等撤去 一式		
契 約 期 間	令和2年7月28日 ～ 令和2年8月7日		
契 約 締 結 日	令和2年7月27日		
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木		
契 約 金 額	142,670円		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項		
	○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随 意 契 約 の 理 由 及 業 者 選 定 の 理 由	当該水路について、雑草及び雑木等が繁茂していることが確認され、道路交通の被害を未然に防ぐため早急に対応する必要があります。 現時点において早急な対応が可能な(有)芳葉園土木に依頼することで早期対応と適切な施工ができることから、随意契約を締結するものです。		
そ の 他 特 記 事 項			

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課		
件 名	都市公園等はみ出し枝処理業務委託		
契 約 内 容	高根洞工業団地緑地内のはみ出し枝撤去一式		
契 約 期 間	令和2年7月30日から令和2年8月14日まで		
契 約 締 結 日	令和2年7月29日		
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木		
契 約 金 額	297,000円		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項		
	○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、地元からの通報によ緑地内の樹木が道路に越境しており、通行に支障が生じているため、早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な(有)芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。		
その他特記事項			

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課		
件 名	河川排水路維持管理委託		
契 約 内 容	雑木撤去 一式		
契 約 期 間	令和2年8月5日 ～ 令和2年8月21日		
契 約 締 結 日	令和2年8月4日		
契 約 相 手 方	㈱久保田建設		
契 約 金 額	114,400円		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項		
	○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、池野字滝ヶ洞地内用排水路について、地元住民からの通報（要望）により隣接する農地に雑木等が越境していることから生活・営農環境を阻害しており早期な対応を行う必要があります。このことから、直ちに現場作業に着手可能な㈱久保田建設に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できることから随意契約するものです。		
その他特記事項			

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課		
件 名	道路除草委託		
契 約 内 容	市道犬山公園小牧線植樹帯の低木剪定及び除草一式		
契 約 期 間	令和2年8月5日 ～ 令和2年8月21日		
契 約 締 結 日	令和2年8月4日		
契 約 相 手 方	㈱フクトミDBK		
契 約 金 額	293,700円		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項		
	○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、地元からの通報により植樹帯の草が道路に越境しており、通行に支障が生じているため、早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な㈱フクトミDBKに依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。		
その他特記事項			

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課		
件 名	都市公園等除草業務委託		
契 約 内 容	都市公園の除草一式（A＝2780㎡）		
契 約 期 間	令和2年9月3日から令和2年12月18日まで		
契 約 締 結 日	令和2年9月2日		
契 約 相 手 方	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会		
契 約 金 額	390,500円		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項		
	○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随 意 契 約 の 理 由 及 業 者 選 定 の 理 由	一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会は、市内の快適な都市環境の創出を図り市民福祉の向上に寄与することを目的としており、その目的を達成するために公益性のある事業に特化し、営利を目的としていないため、一般事業者に比べ著しく安価に実施することが可能である。 上記の理由により本業務を適切かつ確実に履行することが可能な「一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会」と随意契約を締結するものです。		
そ の 他 特 記 事 項			

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課		
件 名	河川排水路維持管理委託		
契 約 内 容	梅坪三丁目地内排水路の除草一式		
契 約 期 間	令和2年8月19日 ～ 令和2年8月28日		
契 約 締 結 日	令和2年8月18日		
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木		
契 約 金 額	167,200円		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項		
	○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	本業務は、地元からの要望により排水路内に雑草が茂り、維持管理上早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な(有)芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。		
その他特記事項			

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課		
件 名	都市公園等樹木剪定業務委託		
契 約 内 容	前原台中央緑地の樹木剪定一式		
契 約 期 間	令和2年8月26日から令和2年9月4日まで		
契 約 締 結 日	令和2年8月25日		
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木		
契 約 金 額	137,500円		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項		
	○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	本業務は、町内からの通報により公園内の樹木が道路まで枝をのばしており、維持管理上早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な(有)芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。		
その他特記事項			

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課		
件 名	都市公園等樹木剪定業務委託		
契 約 内 容	善師野台回復緑地の樹木剪定一式		
契 約 期 間	令和2年8月21日から令和2年8月31日まで		
契 約 締 結 日	令和2年8月20日		
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木		
契 約 金 額	137,500円		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項		
	○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及び 業者選定の理由	本業務は、町内からの通報により回復緑地内の樹木が道路まで枝をのばしており、維持管理上早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な(有)芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。		
その他特記事項			

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課		
件 名	都市公園等はみ出し枝処理業務委託		
契 約 内 容	前原台緑地内のはみ出し枝撤去一式		
契 約 期 間	令和2年9月9日から令和2年9月30日まで		
契 約 締 結 日	令和2年9月8日		
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木		
契 約 金 額	297,000円		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項		
	○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務は、地元からの通報により緑地内の樹木が民地に越境しており、枯れ枝等により民家へ悪影響が出ているため、早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な(有)芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。		
その他特記事項			

随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 土木管理課		
件 名	土地改良施設維持管理委託		
契 約 内 容	馬堤池の雑木撤去		
契 約 期 間	令和2年9月16日から令和2年9月25日まで		
契 約 締 結 日	令和2年9月15日		
契 約 相 手 方	(有)芳葉園土木		
契 約 金 額	165,000円		
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項		
	○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
		第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
		第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随 意 契 約 の 理 由 及 業 者 選 定 の 理 由	本業務は、市民からの通報により大字犬山字北別祖地内の馬堤池において隣接宅地に越境している雑木があることが確認され、ため池堤防の安全確保及び隣接宅地への倒木等による二次被害を防止するため、早急に対応する必要があります。このことから、直ちに現場着手可能な(有)芳葉園土木に依頼することで、早期対応かつ適切な施工が確保できるため、随意契約するものです。		
そ の 他 特 記 事 項			

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 土木管理課